

代金取立規定 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後	改訂理由
<p>1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証、譲渡性預金証書、譲渡性預金中間払利息支払請求書、その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの(以下「証券類」と言う。)は代金取立として取扱います。</p> <p>(追加)</p> <p><u>2. (要件の補充等)</u> (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (2) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (3) 手形、小切手の取立に当たっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証、譲渡性預金証書、譲渡性預金中間払利息支払請求書、その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの(以下「証券類」と言う。)は代金取立として取扱います。</p> <p><u>2. (対象となる手形、小切手)</u> <u>対象となる手形、小切手は、支払期日が2027年3月31日までの約束手形・為替手形および振出日が2027年3月31日までの小切手とします。</u> <u>なお、2027年4月以降が支払期日の約束手形・為替手形、および振出日が2027年4月以降の小切手は代金取立の対象外となります。</u></p> <p><u>3. (要件の補充等)</u> (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (2) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (3) 手形、小切手の取立に当たっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>2027年4月以降の取立受付停止に伴い、今回追加</p>

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後	改訂理由
<p>第1条～第7条 (省略)</p> <p>第8条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第9条 (省略)</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第11条（支払の選択）</p> <p>同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>	<p>第1条～第7条 (省略)</p> <p>第8条(手形、小切手の支払、払戻し)</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</u></p> <p><u>(4)前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当行に届出の印鑑（および署名鑑）を押印のうえ、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、払戻しに際して、当行所定の本人確認書類等の提示を求めることがあります。求められた本人確認書類等の提示がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p> <p>第9条 (省略)</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手、<u>払戻請求書</u>等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>等の金額の一部支払はしません。</p> <p>第11条（支払の選択）</p> <p>同日に数通の手形、小切手、<u>払戻請求書</u>等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>	<p>「払戻請求書による当座勘定からの払戻し」の取扱開始に伴い、今回修正・追加。</p>

改訂前	改訂後	改訂理由
<p>第12条（過振り）</p> <p>(1) 第10条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>(2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年9.5%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。</p> <p>(3) 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。</p> <p>(4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。</p> <p>(5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。</p>	<p>第12条（過振り）</p> <p>(1) 第10条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手、<u>払戻請求書</u>等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>(2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年9.5%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。</p> <p>(3) 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。</p> <p>(4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。</p> <p>(5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。</p>	
<p>第13条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p>	<p>第13条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手、<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p>	
<p>第14条～第17条（省略）</p>	<p>第14条～第17条（省略）</p>	
<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、</p>	<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、</p>	

改訂前	改訂後	改訂理由
<p>諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>(以下、省略)</p>	